

● 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等（成長戦略）も推進する

## 1. 総合目標の内容

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、日本企業の海外展開支援等も推進することで、アジア等の成長を日本の成長に結実させていきます。

## 2. 目標達成のための取組

上記の目標を達成するために、以下のとおり取り組みました。

### （施策）

総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

### 〔施 策：総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組〕

#### （1）世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた国際的な取組への参画

##### イ 国際金融システムの安定（G20、G7等を通じた取組）

我が国は、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組に関し、G20やG7等における国際的な議論に積極的に参画しました。

4月18日、19日、7月19日、20日のG20では財政健全化等に関する活発な議論を行い、9月5日、6日にサンクトペテルブルクにて開催されたG20サンクトペテルブルク・サミットでは、我が国から8月8日に策定した中期財政計画の説明を行い、首脳宣言においては日本を含め「全ての先進国は、信頼に足る意欲的な各国個別の中期的な財政戦略を策定した」と明記されました。12月にはG20の議長国（2014年）がオーストラリアとなり、平成26年11月のG20ブリスベン・サミットに向けて、G20としての「包括的な成長戦略」を策定していくこととしています。2月22日、23日のG20では、日本が成長戦略を強力に推進していることを説明し、「包括的な成長戦略」の策定作業に弾みをつけることができ、コミュニケでも「今後5年間で、我々全体のGDPを現行の政策により達成される水準よりも2%以上引き上げることを目指し、野心

的だが現実的な政策を策定する」ことが合意されました。また、ウクライナについては、平成26年3月3日に対ウクライナ経済支援に関するG7財務大臣声明が発出され、G7として「ウクライナに対して強力な金融支援を提供すること」を確認しました。

外国為替市場の安定に向けた取組に関しては、G20サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（平成25年9月6日）において、「市場で決定される為替レート」や「為替の柔軟性」の重要性が確認されるとともに、「通貨の競争的な切り下げを回避する」、「競争力のために為替レートを目的とはしない」との共通認識を確認しました。また、G7やG20等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等について議論を行いました。

資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に関しては、我が国は、G7や、FATF（金融活動作業部会）における取組等へ積極的に参画しました。また、北朝鮮やイランの核開発等に対しては、国連安保理決議又は主要国との国際協調により、外為法に基づく資産凍結等の措置を引き続き実施しました。

#### □ IMF改革

平成25年度においては、我が国は2010年に合意されたクオータ・ガバナンス改革やその後の第15次クオータ見直しの進展に向けて、G20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献しました。第15次クオータ見直しについては、2014年1月までに見直しを完了することとされていましたが、2010年改革の発効の遅延に伴い、平成26年2月のIMF総務会決議にて、2015年1月まで検討期限を延長することを決定しました。また、FCL（フレキシブル・クレジットライン）等の危機予防のための融資制度の見直しといったIMFの機能強化等に関する議論にも、我が国は積極的に参画しました。

### (2) アジアにおける地域金融協力の推進

#### イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

チェンマイ・イニシアティブ（CIM）については、その実効性を高めるべく、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化及び危機予防機能を柱とする強化策に基づき、平成25年5月開催のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において改訂版CIM契約書に合意し、各国で承認手続き中です。また、改訂版CIM契約書を踏まえた実務ガイドラインの改訂作業に取り組み、CIMの機能強化を進展させました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）に関して、国際機関化に向けたAMRO協定案に合意するとともに、AMROの更なる組織強化に取り組みました。

我が国は、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）にも積極的に取り組んでおり、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）による保証案件の組成や保証可能規模の拡大、債券上場時の書類及び手続きの共通化に向けた検討等を共同議長国として推進しました。

#### □ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成25年9月のAPEC財務大臣会合（インドネシア・バリ）において、我が国は、

---

官民パートナーシップを活用したインフラ投資や市場の不安定期における調整政策等、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について積極的に議論に参画しました。

#### ハ 二国間における金融協力等

二国間金融協力に関しては、インドとの間で、平成26年1月に二国間通貨スワップの拡充取極を締結しました。ASEAN各国との関係では、平成25年5月に日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議を開催し、二国間の金融協力を強化していくこととしました。平成25年12月には、インドネシアとの二国間通貨スワップの拡充取極を締結するとともに、フィリピン、シンガポールとの間の二国間通貨スワップを拡充・再締結することで基本合意しました。また、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組みました。

### (3) 開発途上国の経済社会の発展

途上国支援に関しては、円借款の効率的・戦略的な活用に取り組み、平成25年4月には「円借款の戦略的活用のための改善策」を公表し、これに基づいて、様々な改善を実施してきました。また、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、これらの機関と連携して支援を行っています。

#### イ 途上国支援

我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成等に向けて、積極的に途上国支援に取り組みました。途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラの整備等のための有償資金協力を積極的に行なったほか、円借款の効率的・戦略的な活用に取り組み、平成25年4月には「円借款の戦略的活用のための改善策」を公表し、これに基づいて、様々な改善を実施してきました。

平成25年6月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICADV）に際しては、アフリカの民間セクター主導の成長促進やインフラ整備の促進を支援するため、国際協力銀行（JICA）に「アフリカ貿易投資促進ファシリティ（FAITH）」を創設しました。

#### ロ 国際開発金融機関（MDBs）の強化に関する取組

国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）は、途上国の開発支援のため、加盟国からの出資を基に市場からの資金調達を行い、これを原資として長期開発資金の融資等を行っています。また、欧州復興開発銀行（EBRD）以外での機関では、MDBs本体とは別に、低所得国向けに、先進国等の資金拠出を受けて、超長期・低利の融資やグラントを供与するウインドウも設けられています。

平成25年度は、世界銀行グループの一機関で、世界で最も貧しい国々に超長期・低利の融資及び贈与等を提供する機関である国際開発協会（IDA）の3年に一度の増資の年に当たります。今回の増資において、我が国は従来の出資による貢献に加え、新たに融資による貢献方式の導入に積極的に関与を行い、ドナー各国が厳しい財政事

情にある中でもIDAが必要としている資金量を確保することに貢献しました。

また、平成25年6月に、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）が横浜で開催されました。会議期間中、我が国は、世界銀行及びアフリカ開発銀行の信託基金を通じた支援を表明しました。安倍総理は、キム世界銀行総裁及びカベルカ・アフリカ開発銀行総裁とそれぞれ面会し、各総裁から、これまでの我が国の協力に対して謝意が示されました。

平成26年2月、我が国は世界銀行とともに、途上国の防災への取組みを後押しする「日本一世界銀行防災共同プログラム」を開始し、当プログラムの中核を担う機関として、世界各地の防災拠点を結び、日本の知見を発信する「世界銀行東京防災ハブ」を世銀東京事務所に設置する等、防災への取組を強化しています。

#### ハ 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになっています。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、気候変動対策に取り組んでいる途上国（ベトナム）に対して、国際協力機構（JICA）を通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、国際協力銀行（JBIC）を活用して環境投資を支援しました。

多国間の協力としては、緑の気候基金（GCF）の詳細設計の議論に参加したほか、地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援に積極的に参画しました。

#### （4）アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進してきました。

日本企業の海外展開をファイナンス面から支援すべく、STEP（本邦技術活用条件）制度案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に取り組みました。また、平成23年8月に開始された国際協力銀行（JBIC）の「円高対応緊急ファシリティ」が平成25年3月末で期限を迎えたことを踏まえ、これを発展的に改編し、日本企業の海外展開支援をより一層推進する観点から、支援の対象分野を拡大した「海外展開支援融資ファシリティ」を平成25年4月から開始しました。日本企業の海外展開支援については、「日本再興戦略」においても重要な柱の一つとされており、「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進してきました。

#### 〔施 策：総5－2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組〕

平成13年に開始されたWTOドーハ・ラウンド交渉については、全体として合意に至ることが容易でない状況が続いていましたが、平成25年12月に開催された第9回WTO閣僚会

議において、交渉対象分野の一部（貿易円滑化、農業分野の一部、開発）に関する合意である「バリ・パッケージ」が妥結しました。

このうち特に貿易円滑化については、財務省が我が国の首席交渉官として交渉の妥結に貢献しました。この分野に関する今回の合意内容は、税関手続の迅速化や貿易規則の透明性の向上等を図るものであり、これにより貿易取引の時間とコストの削減を通じた貿易・投資の拡大が期待されます。また、今後所要の手続を経て貿易円滑化協定として締結されれば、WTO設立後、初の全加盟国による多国間協定となるため、難航するドーア・ラウンド交渉の活性化にもつながるものと期待されます。

なお、世界経済の動向等に係る参考指標は以下のとおりです。

### （1）世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

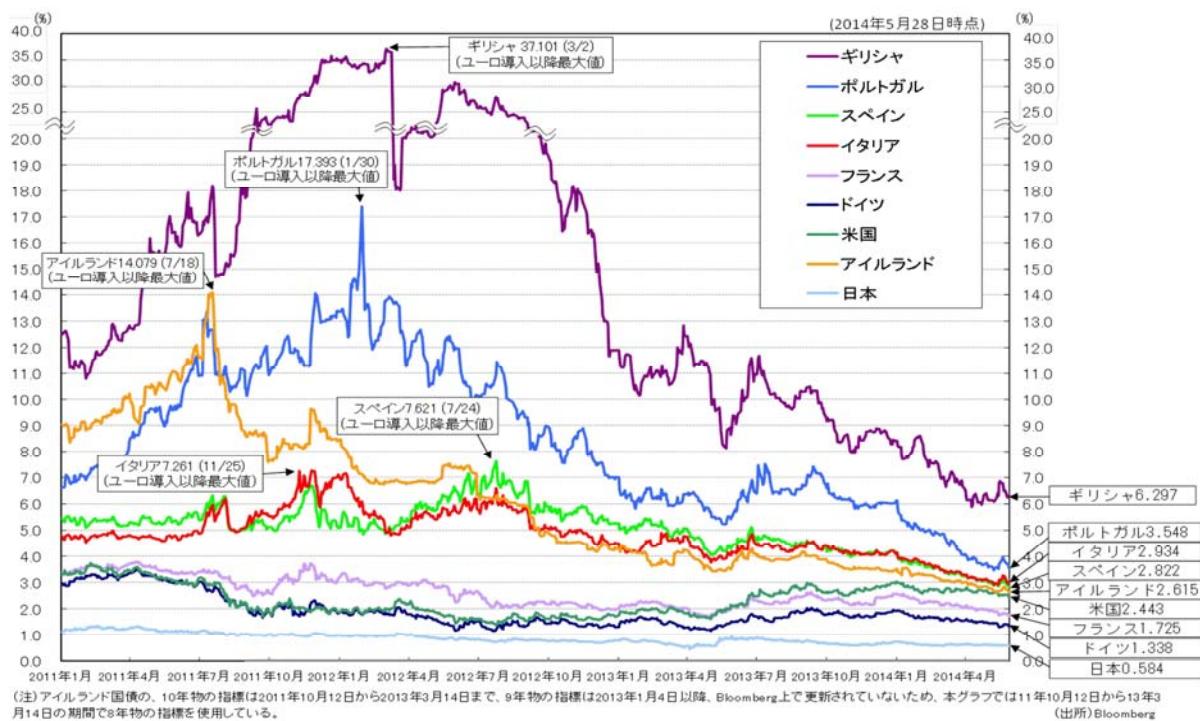
#### ○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率（%）				消費者物価上昇率（%）				失業率（%）				経常収支（10億ドル）			
	2011	2012	2013	2014	2011	2012	2013	2014	2011	2012	2013	2014	2011	2012	2013	2014
世界	3.9	3.2	3.0	3.6	4.9	3.9	3.6	3.5	n/a	n/a	n/a	n/a	370.6	341.9	403.4	486.8
日本	-0.5	1.4	1.5	1.4	-0.3	0.0	0.4	2.8	4.6	4.3	4.0	3.9	119.3	60.4	34.3	57.2
米国	1.8	2.8	1.9	2.8	3.1	2.1	1.5	1.4	8.9	8.1	7.4	6.4	-457.7	-440.4	-379.3	-391.1
ドイツ	3.4	0.9	0.5	1.7	2.5	2.1	1.6	1.4	6.0	5.5	5.3	5.2	248.3	255.3	273.5	284.6
フランス	2.0	0.0	0.3	1.0	2.3	2.2	1.0	1.0	9.6	10.2	10.8	11.0	-49.0	-57.1	-44.2	-48.7
英国	1.1	0.3	1.8	2.9	4.5	2.8	2.6	1.9	8.1	8.0	7.6	6.9	-36.0	-92.7	-84.6	-77.1
ユーロ圏	1.6	-0.7	-0.5	1.2	2.7	2.5	1.3	0.9	10.2	11.4	12.1	11.9	109.2	246.0	366.0	391.6
中国	9.3	7.7	7.7	7.5	5.4	2.7	2.6	3.0	4.1	4.1	4.1	4.1	136.1	193.1	188.7	224.3
新興アジア	7.9	6.7	6.5	6.7	6.5	4.6	4.5	4.5	n/a	n/a	n/a	n/a	97.4	104.1	145.2	177.5
中南米	4.6	3.1	2.7	2.5	6.6	5.9	6.8	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	-79.4	-107.1	-153.3	-154.1
CIS諸国	4.8	3.4	2.1	2.3	10.1	6.5	6.4	6.6	n/a	n/a	n/a	n/a	108.1	67.7	20.5	50.2
サハラ以南アフリカ	5.5	4.9	4.9	5.4	9.4	9.0	6.3	6.1	n/a	n/a	n/a	n/a	-11.9	-34.2	-47.2	-49.9

（出所） IMF “World Economic Outlook” (2014. 4)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/01/weodata/index.aspx>)

## ○参考指標 総5-2：欧州における国債市場の動向



### (2) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

#### ○参考指標 5-3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

※ 参考指標 6-1-8：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（P151に掲載）

テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数は、平成25年度末現在、合計440個人・団体となっています。

### (3) 途上国の貧困状況

1日1.25ドル以下で生活する人口が1999年の1,743百万人から2010年には1,215百万人に減少する見込みとなっている等、開発途上国全体の貧困削減に関しては改善が見られますが、地域的な進捗状況は一様ではありません。

#### ○参考指標 総5-4：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数） (単位：百万人)

	1999年	2002年	2005年	2008年	2010年(注)
東アジア・太平洋州	656	523	332	284	251
南アジア	619	640	598	571	507
欧州・中央アジア	18	11	6	2	3
中東・北アフリカ	14	12	10	9	8
サブサハラ・アフリカ	376	390	395	399	414
中南米	60	63	48	37	32
合 計	1,743	1,639	1,389	1,302	1,215

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2014

#### (4) 我が国の貿易動向

平成25年の我が国の貿易動向に関してみると、輸出については、自動車等の輸出増加等により、対前年比9.5%増加して69兆7,742億円となりました。一方、輸入については、原粗油等の輸入増加等により、対前年比14.9%増加して81兆2,425億円となりました。

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額は、▲11兆4,684億円と3年連続の赤字となりました。

#### ○参考指標 総5-5：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移

(単位：億円、%)

	平成21年	22年	23年	24年	25年	対前年比 伸率
輸出額 (対GDP比)	541,706 (11.5)	673,996 (14.0)	655,465 (13.9)	637,476 (13.4%)	697,742 (14.6%)	9.5%
輸入額 (対GDP比)	514,994 (10.9)	607,650 (12.6)	681,112 (14.5)	706,886 (14.9%)	812,425 (17.0)	14.9%
差引額 (対GDP比)	26,712 (0.6)	66,347 (1.4)	▲25,647 (-)	▲69,411 (-)	▲114,684 (-)	—

(出所) 財務省貿易統計、内閣府GDP統計

(注1) 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額／名目GDP」で算出。

(注2) 平成25年の名目GDPは、第2次速報ベース。

#### (5) 関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、参考指標 総5-5のとおり、主要先進国との比較において同等もしくは低い水準となっており、平成24年度においては1.2%となっています。

#### ○参考指標 総5-6：関税負担率の推移とその国際比較

(単位：%)

年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日本	1.3	1.2	1.4	1.3	1.2
米国	1.5	1.4	1.4	1.6	1.5
EU	1.4	1.2	1.4	1.1	1.0
カナダ	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8
オーストラリア	3.0	3.3	2.5	2.8	3.0
韓国	2.4	2.7	1.9	2.2	2.2

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率=関税収入額／総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率に関しては、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of

---

International Trade』を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。

なお、EUの2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。